

# 亀岡市総合福祉センター運営委員会

日 時 平成27年10月26日(月)  
午後1時～2時30分  
場 所 亀岡市総合福祉センター 3階 講習室

## 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 亀岡市総合福祉センター運営委員会について
- (2) 亀岡市総合福祉センター指定管理者の選定について
- (3) その他

4 閉 会

## 亀岡市総合福祉センター運営委員会 委員名簿

区分	役職名	氏名
学識経験者	亀岡市自治会連合会	松本 行雄
	亀岡市社会福祉協議会	益田 也寸子
利用者の代表	働く女性の家	岡 里美
	障害者福祉センター	森本 克子
	中央老人福祉センター	二羽 照美
	コミュニティセンター	川本 利三
企業及び団体の代表	亀岡市社会福祉施設協議会	江口 昌道
	亀岡経済同友会	石倉 敬子
市及び関係行政機関の職員	京都府南丹広域振興局健康福祉部 福祉室	山崎 正則
	亀岡市障害福祉課	中村 雄一
	亀岡市高齢福祉課	小栗 真人

任期：平成27年9月1日～平成29年8月31日（2年間）

### ○亀岡市総合福祉センター条例

平成17年9月30日条例第33号

改正 平成24年3月30日条例第12号

平成25年12月14日条例第36号

亀岡市総合福祉センター条例（昭和57年亀岡市条例第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、亀岡市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の設置及び管理運営に関し必要事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 総合福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 亀岡市総合福祉センター

位置 亀岡市内丸町45番地の1

（開館時間及び休館日）

第3条 総合福祉センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 総合福祉センターの休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。

(1) 火曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで（前号に掲げる日を除く。）

（構成）

第4条 総合福祉センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1) 亀岡市コミュニティセンター

(2) 亀岡市障害者福祉センター

(3) 亀岡市中央老人福祉センター

(4) 亀岡市働く女性の家

(5) 亀岡市勤労青少年ホーム

（平24条例12・一部改正）

（業務）

第5条 総合福祉センターは、市民の連帯感の醸成、障害者、老人、働く女性、勤労青少年の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション又は各種の相談、クラブ活動等市民のふれあいの施設として便宜を総合的に供与することを業務とする。

（平24条例12・一部改正）

（利用者）

第6条 総合福祉センターを利用することができる者は、市内に居住する者で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展のための事業を行う者
- (2) 障害者
- (3) 60歳以上の者
- (4) 勤労女性（市内に勤務先を有する女性を含む。）又は勤労者家庭の女性
- (5) 35歳未満の勤労青少年（市内に勤務先を有する青少年を含む。）

2 市長は、前項各号に定める者のほか、相当と認める者に総合福祉センターを利用させることができる。

（平24条例12・一部改正）

（使用の許可）

第7条 総合福祉センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。総合福祉センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 市長は、総合福祉センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

（使用の許可の制限）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は附属施設その他器具備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利を図る目的で使用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき。

（平24条例12・平25条例36・一部改正）

（使用許可の取消し等）

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的を変更したとき。
- (3) 災害その他不可抗力の事由によって施設が使用できなくなったとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

（平25条例36・一部改正）

（使用料）

第10条 総合福祉センターの使用料は、別表第1に掲げる額とする。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、

この限りでない。

(平25条例36・一部改正)

(使用料の減免)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用)

第13条 総合福祉センターは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用が総合福祉センターの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。

(目的外使用料)

第14条 目的外使用の許可を受けて総合福祉センターの一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。

2 目的外使用料は、別表第2に掲げる額とする。

(平25条例36・一部改正)

(目的外使用料の減免)

第15条 市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備等)

第16条 使用者が、総合福祉センターの使用に際し、特別の設備をし、総合福祉センター施設に変更を加え、又は備付けの設備以外の器具を使用しようとするときは、申請と同時に市長の承認を受けなければならない。

(原状回復義務)

第17条 使用者は、総合福祉センターの使用が終わったとき、使用の許可を取り消されたとき、又は使用の中止を命ぜられたときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第18条 使用者が故意又は過失により総合福祉センター施設を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(平24条例12・一部改正)

(運営委員会)

第19条 総合福祉センターの運営を円滑に行うため、亀岡市総合福祉センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(組織)

第20条 運営委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市及び関係行政機関の職員
- (3) 利用者の代表
- (4) 企業及び団体の代表

3 運営委員会に専門部会を置くことができる。

(委員の任期)

第21条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指定管理者による管理)

第22条 市長は、総合福祉センターの設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせることができる。

2 総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手續等は、亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）の定めるところによる。

3 総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合の管理業務の範囲は、別表第3に定めるところとする。

4 指定管理者が行う総合福祉センターの管理の基準は、第3条及び第6条から第9条までの規定に定めるところによる。この場合において、これらの適用については、第3条中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第6条から第10条までの規定、第12条及び第16条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第23条 総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第10条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。この場合において、第10条から第12条までの規定、別表第1及び別表第3中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

2 前項の利用料金の額は、別表第1に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の亀岡市総合福祉センター条例第6条の規定により市長から使用の許可を受けているものについて、改正後の亀岡市総合福祉センター条例第22条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、同条例第7条の規定により指定管理者から使用の許可を受けたものとみなす。

附 則（平成24年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀岡市総合福祉センター条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料及び目的外使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第10条関係）

（平24条例12・平25条例36・一部改正）

総合福祉センター使用料

種別\使用時間区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
亀岡市コミュニティセンター (1階)	コミュニティホール	円 2,160	円 3,240	円 4,320	円 9,720
亀岡市障害者福祉センター (1階)	会議室	430	540	640	1,620
亀岡市中央老人福祉センター (2階)	教養娯楽室	430	540	640	1,620
亀岡市働く女性の家 (3階)	和室	540	640	750	1,940
	会議室	540	640	750	1,940
	講習室	1,180	1,400	1,720	4,320
	料理実習室	750	860	970	2,590

亀岡市勤労	音楽室	640	750	860	2,260
青少年ホー	講習室	750	860	1,080	2,700
ム	軽運動室	750	860	1,080	2,700
(4階)	集会室	430	540	640	1,620

備考

- 1 市外居住者が使用するときは、使用料の3割相当額を加算する。
- 2 冷暖房設備を使用するときは、次の表に掲げる額を加算する。

区分	加算額
冷房	使用料の4割相当額
暖房	使用料の3割相当額

- 3 特別に使用したガス、電気及び水道の使用料は、別に実費を徴収する。

別表第2（第14条関係）

（平24条例12・平25条例36・一部改正）

区分	単位	金額
団体事務室	1月	42,100円

別表第3（第22条関係）

指定管理者に行わせる業務の範囲
1 総合福祉センター各施設の各種事業の実施に関する業務
2 総合福祉センターの使用に関する付随業務（使用の許可、使用料の徴収、使用の停止及び使用許可の取消し等）
3 総合福祉センターの施設及び設備の維持管理（軽微なものに限る。）に関する業務
4 その他総合福祉センターの管理に関する業務で市長が必要と認める業務



## ○亀岡市総合福祉センター条例施行規則

平成18年3月20日

規則第11号

改正 平成23年10月1日規則第27号

平成24年3月1日規則第3号

平成24年3月30日規則第15号

平成26年10月1日規則第20号

亀岡市総合福祉センター条例施行規則（昭和58年亀岡市規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、亀岡市総合福祉センター条例（平成17年亀岡市条例第33号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条 地域住民の連帯意識を高めるため、市民各層を対象として亀岡市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 市民の連帯感の醸成及び余暇の活用のための施設の供与に関する事。
- (2) その他市長が必要と認める事業

第3条 障害者のために亀岡市障害者福祉センター（以下「障害者福祉センター」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 生活、健康等の相談及び指導に関する事。
- (2) 教養の向上及びレクリエーションに関する事。
- (3) 機能回復訓練に関する事。
- (4) 職業相談及び就業の援助に関する事。
- (5) その他市長が必要と認める事業

（平24規則15・一部改正）

第4条 60歳以上の者のために亀岡市中央老人福祉センター（以下「中央老人福祉センター」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 生活、健康等の相談及び指導に関する事。
- (2) 教養の向上及びレクリエーションに関する事。
- (3) 職業相談及び就業の援助に関する事。
- (4) その他市長が必要と認める事業

（平24規則15・一部改正）

第5条 勤労女性及び勤労者家庭の女性のために亀岡市働く女性の家（以下「働く女性の家」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 職業、家庭及び生活に関する相談並びに指導に関する事。

- (2) 一般教養及び職業家庭、生活技術等の講習会の開催に関すること。
- (3) クラブ活動等の指導、援助に関すること。
- (4) スポーツ、レクリエーション等の指導及び援助並びに余暇の活用のための施設の供与に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事業

第6条 35歳未満の勤労青少年のために亀岡市勤労青少年ホーム（以下「勤労青少年ホーム」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 各種講座、講習会、講演会、座談会等の開催に関すること。
- (2) 各種の相談及び指導に関すること。
- (3) クラブ活動の育成、指導に関すること。
- (4) スポーツ、レクリエーション等の指導及び援助並びに余暇の活用のための施設の供与に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事業

（平24規則15・一部改正）

（受付時間）

第7条 亀岡市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の受付時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日は、午前9時から午後5時までとする。

（利用グループの登録）

第8条 条例第6条第1項各号に掲げる者は、利用グループとして登録することができる。

- 2 登録を受けようとするグループは、亀岡市総合福祉センター利用グループ登録申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の登録及び利用グループの活動に関する取扱いは、市長が別に定める。
- 4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用グループとして登録したときは、亀岡市総合福祉センター利用グループ登録証（別記第2号様式）を交付するものとする。
- 5 市長は、前項の規定により登録したグループ（以下「登録グループ」という。）について登録簿を調製し、保管するものとする。

（平23規則27・追加、平24規則15・平26規則20・一部改正）

（使用許可の申請）

第9条 条例第7条第1項の規定により総合福祉センターの使用の許可を受けようとする者は、亀岡市総合福祉センター使用許可申請書（別記第3号様式。以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の使用許可申請書の提出期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、登録グループが申請する場合又は市長が必要と認めるときは、この限りでない。
  - (1) コミュニティセンター 使用しようとする日（以下「使用日」という。）前3月から3日まで

(2) 障害者福祉センター、中央老人福祉センター、働く女性の家及び勤労青少年ホーム 使用日  
前1月から当日まで

(平23規則27・旧第8条繰下・一部改正、平24規則15・平26規則20・一部改正)

(使用の許可)

第10条 市長は、条例第7条第1項に規定する使用の許可（以下「使用許可」という。）をしたときは、条例第10条第2項ただし書に定める場合のほか、使用料の納付のあった後、亀岡市総合福祉センター使用許可書（別記第4号様式。以下「許可書」という。）を前条第1項に規定する申請をした者に対し交付するものとする。

2 前項の規定により許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長から許可書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(平23規則27・旧第9条繰下・一部改正)

(使用期間)

第11条 総合福祉センターの施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間を超えて使用することができない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) コミュニティセンター 5日間

(2) 障害者福祉センター、中央老人福祉センター、働く女性の家及び勤労青少年ホーム 3日間

(平23規則27・旧第10条繰下、平24規則15・平26規則20・一部改正)

(使用許可の順位)

第12条 使用許可の順位は、使用許可申請書を受理した順序による。ただし、市長が公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

(平23規則27・旧第11条繰下)

(使用時間の計算及び延長)

第13条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2 使用者は、許可なく使用時間を延長することはできない。

3 使用者は、使用時間の延長について許可を受けたときは、当該延長に係る規定の使用料を直ちに納付しなければならない。

(平23規則27・旧第12条繰下)

(使用内容の変更)

第14条 使用者は、使用許可を受けた内容を変更しようとするときは、亀岡市総合福祉センター使用許可内容変更承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容の変更について承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、亀岡市総合福祉センター使用許可内容変更承認可否通知書（別記第6号様式）を交付するものとする。

(平23規則27・旧第13条繰下・一部改正)

(申出による使用許可の取消し)

第15条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、亀岡市総合福祉センター使用許可取消届・使用料還付申請書(別記第7号様式。以下「取消届・還付申請書」という。)に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、当該申請をした者に対し、亀岡市総合福祉センター使用許可取消承認通知書(別記第8号様式)を交付するものとする。

(平23規則27・旧第14条繰下・一部改正)

(使用料及び目的外使用料の減免)

第16条 条例第11条及び条例第15条の規定により使用料及び目的外使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、入場料その他これに類するものを徴収するときは、使用料及び目的外使用料を減額し、又は免除しない。

(1) 使用料の減免

ア 本市が使用する場合 免除

イ 登録グループが使用する場合 3割

ウ 災害その他の特別の理由により公益のために使用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき。 免除

エ その他公益のため使用する場合で、市長が必要があると認めるとき。 3割

(2) 目的外使用料の減免

公益のため特別の理由により使用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき。 免除

2 前項の規定により、使用料及び目的外使用料の減額又は免除を受けようとするときは、亀岡市総合福祉センター使用料(目的外使用料)減免申請書(別記第9号様式)を使用許可申請書に添付しなければならない。

(平23規則27・旧第15条繰下・一部改正、平26規則20・一部改正)

(使用料の還付)

第17条 条例第12条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。この場合において、当該各号の規定により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 災害その他不可抗力により使用できない場合 全額

(2) 公用又は管理上の都合により使用許可を取り消した場合 全額

(3) 使用許可の取消しを使用の日前7日までにした場合 5割

2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとするときは、取消届・還付申請書に許可書を添付して市長に提出しなければならない。

(平23規則27・旧第16条繰下)

(遵守事項)

第18条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 収容人員が使用する施設の定員を超えないこと。ただし、市長が特に許可したものは、この

限りでない。

- (2) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可なく物品等の展示及び販売をしないこと。
- (4) 許可なく印刷物等の掲示及び配布をしないこと。
- (5) 許可を受けた以外の場所及び器具を使用しないこと。
- (6) 使用施設について後始末、原状回復等を行う場合は、市長の指示に従うこと。
- (7) 入館者に対して次条の規定を守らせること。

(平23規則27・旧第17条繰下)

第19条 入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。
- (2) 館内を不潔にしないこと。
- (3) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (5) その他市長の指示に従うこと。

(平23規則27・旧第18条繰下)

(破損等の届出)

第20条 使用者及び入館者は、総合福祉センターの施設又は附帯設備等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(平23規則27・旧第19条繰下)

(使用終了の届出)

第21条 使用者は、総合福祉センターの使用を終わったときは、直ちに市長に届け出て、検査を受けなければならない。

(平23規則27・旧第20条繰下)

(冷暖房の実施期間)

第22条 冷暖房の実施期間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて、市長はその期間を伸縮し、又は変更することができる。

- (1) 冷房期間 6月20日から9月20日まで
- (2) 暖房期間 1月1日から3月31日まで及び12月1日から12月31日まで

(平23規則27・旧第21条繰下、平24規則3・一部改正)

(運営委員会)

第23条 亀岡市総合福祉センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、次に定める事項を審議するものとする。

- (1) 総合福祉センターの運営方針に関すること。
- (2) 総合福祉センターの事業、使用及び普及に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(平23規則27・旧第22条繰下)

(会長及び副会長)

第24条 運営委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、運営委員会を代表し、会務を統轄する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(平23規則27・旧第23条繰下)

(専門部会)

第25条 運営委員会の所掌事項のうち、市長が特に必要と認めた事項について能率的かつ効果的に調査、審議するため専門部会を設置する。

- 2 専門部会は、運営委員会の委員7人以内で組織し、その委員は、会長が運営委員会に諮って指名する。
- 3 部会長及び副部会長は、専門部会の委員の互選とする。

(平23規則27・旧第24条繰下)

(部会の所掌事項)

第26条 専門部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害者福祉センター、中央老人福祉センター、働く女性の家及び勤労青少年ホームの運営に関する基本的事項についての調査及び審議
- (2) 障害者福祉センター、中央老人福祉センター、働く女性の家及び勤労青少年ホームの事業計画、実施内容の検討及び普及に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(平23規則27・旧第25条繰下、平24規則15・平26規則20・一部改正)

(会議の招集)

第27条 運営委員会は会長が、専門部会は部会長が、これを招集する。

- 2 運営委員会及び専門部会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じ専門部会に出席し、指導及び助言を与えることができる。

(平23規則27・旧第26条繰下、平24規則15・一部改正)

(事務局)

第28条 運営委員会及び専門部会の事務局は、亀岡市福祉事務所に置く。

(平23規則27・旧第27条繰下)

(指定管理者による管理)

第29条 総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第8条、第9条、第10条、第14条、第15条及び第17条から第22条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条、第13条、第16条、第17条及び別記第7号様式から別記第9号様式までの様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条、第12条、第16条第1項第1号及び第30条中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」とする。

(平23規則27・旧第28条繰下・一部改正)

(その他)

第30条 この規則に定めるもののほか、総合福祉センターの管理について必要な事項は、市長が別に定める。

(平23規則27・旧第29条繰下)

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項を第16条第1項とし、「条例第6条第1項による各号の区分に応じて使用する時。 免除」を「登録グループが使用する場合 3割」に改める部分は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に条例第6条第1項による各号の区分に応じて使用していた者は、第16条第1項第1号(イ)の改正規定にかかわらず、平成27年3月31日までの使用に限り、使用料の減免額を5割とする。

附 則 (平成24年規則第3号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 亀岡市総合福祉センター指定管理者の選定について

## 「指定管理者制度」とは

地方自治法第244条の2関係の改正に基づき、「公の施設」（ただし、個別の法律（道路法・河川法・学校教育法等）により管理主体が限定される施設（市庁舎・学校等）は除く。）の管理を地方自治体が指定する指定管理者が代行する制度です。

## 亀岡市総合福祉センターの「指定管理者制度」導入

亀岡市総合福祉センターは、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応し、市民サービスの向上を図る等を目的とし、平成18年度から「指定管理者制度」を導入しました。

第1期…平成18年度～平成20年度

第2期…平成21年度～平成23年度

第3期…平成24年度～平成27年度（今期）

第4期…平成28年度～平成31年度（次期）

平成27年度は  
指定期間の満了年度 &  
次期指定管理者の選定年度

## 指定管理の業務内容等

亀岡市総合福祉センターは、亀岡市総合福祉センター条例第4条、第5条及び同施行規則第2条～第6条に規定している一定の目的をもつ複数の施設が混在する第二種社会福祉事業を行うための福祉施設です。

当施設の指定管理業務は、こうした福祉施設の目的に即した市民のふれあいの場として総合的に供与することと位置付けています。

また、施設の運営・管理、施設利用者への対応等も業務として行います。



### 今日までの指定管理状況

第1期～第3期までの間、(公財) 亀岡市福祉事業団を指定管理者として指定し、市民の充実した利活用の推進や各種事業を展開いただき、適正で適確な管理・運営を実施いただいております。

### 平成27年度指定管理者の選定実施及び平成28年度以降の管理方針

平成28年度指定管理者の指定に向けて、今後も施設の適正管理を行っていくことを前提に、今日までの実績を鑑み、(公財) 亀岡市福祉事業団を指定管理候補者として選定事務を進めているところです。

これに伴い「亀岡市公の施設の指定管理者指定申請書」の提出をいただき、施設所管課として「亀岡市公の施設の指定管理者選定委員会」に申し入れ、申請内容について審議をいただいているところです。

今後、亀岡市議会の議案として指定管理者の指定の可決をもって正式決定となり、決定後には、引き続き(公財) 亀岡市福祉事業団に亀岡市総合福祉センターの管理・運営を実施いただく方針です。